

改 正	昭和四四年 三月三十一日規則第八号	昭和四五年 一月二〇日規則第五号
	昭和四六年一二月二四日規則第九二号	昭和四九年 一月二二日規則第三号
	昭和五四年 三月三〇日規則第二八号	昭和五九年 三月三〇日規則第一七号
	昭和六〇年一二月二七日規則第九〇号	昭和六一年 三月二二日規則第一三号
	平成 三年 三月一九日規則第八号	平成 八年一二月二四日規則第七九号
	平成 九年 三月二八日規則第二九号	平成一〇年 三月三十一日規則第四九号
	平成一二年 三月三十一日規則第七四号	平成一四年 三月一九日規則第二一号
	平成一五年 三月一八日規則第二四号	平成一七年 五月一七日規則第一三九号
	平成二〇年 八月二九日規則第七八号	平成二一年 三月三十一日規則第二三号
	平成二四年 八月一四日規則第五八号	平成二八年 三月一八日規則第一二号
	平成二九年一二月一五日規則第五四号	令和 二年一二月一五日規則第八五号
	令和 五年一〇月一七日規則第五二号	

美容師法施行細則をここに公布する。

美容師法施行細則

（開設確認済書の交付）

第一条 保健所長は、美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号。以下「法」という。）第十二条の規定による確認をしたときは、当該美容所の開設者に確認済書を交付しなければならない。

一部改正〔昭和五九年規則一七号・平成一〇年四九号・一二年七四号〕

（出張美容の届出）

第二条 美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号。次項及び次条において「条例」という。）第六条第一項の規定による届出は、出張美容届を出張美容を行おうとする場所の所在地を管轄する保健所長（出張美容を複数の場所で行おうとする場合は、出張美容を行おうとする主たる場所の所在地を管轄する保健所長）に提出して行うものとする。

2 条例第六条第二項の規定による届出は、出張美容届出事項変更届又は出張美容廃業届を前項に規定する保健所長に提出して行うものとする。

全部改正〔平成二一年規則二三号〕、一部改正〔平成二九年規則五四号〕

（出張美容に関する講習）

第三条 条例第七条に規定する美容師は、届出をした日から一年以内に第一回の同条の規定による講習（以下この条において「講習」という。）を受けなければならない。

2 条例第七条に規定する美容師は、前項の第一回の講習を受けた日後は、同日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して三年の期間ごとに講習を受けなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、講習に関し必要な事項は、知事が定める。

追加〔平成二九年規則五四号〕

（様式）

第四条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 法第十二条の規定による検査の請求書及び美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号。次号及び第三号において「省令」という。）第十九条第一項の届出書 様式第一号

二 省令第二十条の届出書 様式第二号

三 省令第二十条の二第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項及び第二十二條の二第一項の届出書 様式第三号

四 第一条の確認済書 様式第四号

五 第二条第一項の出張美容届 様式第五号

六 第二条第二項の出張美容届出事項変更届 様式第六号

七 第二条第二項の出張美容廃業届 様式第七号

- 2 法第十一条第二項の規定による廃止の届出は、様式第八号の美容所廃止届を提出して行うものとする。

一部改正〔昭和四十六年規則九二号・五十九年一七号・六〇年九〇号・六一年一三号・平成八年七九号・一〇年四九号・一二年七四号・一四年二一号・一五年二四号・二一年二三号・二九年五四号・令和五年五二号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(美容師法施行細則の廃止)

- 2 美容師法施行細則(昭和三十三年埼玉県規則第三十三号)は、廃止する。

附 則(昭和四十四年三月三十一日規則第八号)

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和四十五年一月二十日規則第五号)

この規則は、昭和四十五年二月一日から施行する。

附 則(昭和四十六年十二月二十四日規則第九十二号)

この規則は、昭和四十七年一月一日から施行する。

附 則(昭和四十九年一月二十二日規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十四年三月三十日規則第二十八号)

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十九年三月三十日規則第十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十年十二月二十七日規則第九十号)

この規則は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附 則(昭和六十一年三月二十二日規則第十三号)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平成三年三月十九日規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年十二月二十四日規則第七十九号)

この規則は、平成八年十二月二十六日から施行する。

附 則(平成九年三月二十八日規則第二十九号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成十年三月三十一日規則第四十九号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年三月三十一日規則第七十四号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成十四年三月十九日規則第二十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十五年三月十八日規則第二十四号)

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定並びに様式第一号、様式第二号、様式第三号(一)、様式第三号(二)及び様式第六号の改正規定(「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

- 2 改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成十七年五月十七日規則第百三十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十年八月二十九日規則第七十八号)

この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則（平成二十一年三月三十一日規則第二十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年八月十四日規則第五十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月十八日規則第十二号）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十九年十二月十五日規則第五十四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年十二月二十五日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第六条第一項の規定による届出をした美容師（美容所の開設者及び従業者を除く。）に対する改正後の第三条第一項の規定の適用については、同項中「届出をした日から一年以内」とあるのは、「平成三十年十二月二十四日まで」とする。

3 この規則による改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和二年十二月十五日規則第八十五号）

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

2 この規則による改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和五年十月十七日規則第五十二号）

1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前の美容師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号

（第4条関係）

全部改正〔令和2年規則85号〕、一部改正〔令和5年規則52号〕

様式第2号

（第4条関係）

全部改正〔令和2年規則85号〕

様式第3号(1)

（第4条関係）

追加〔令和5年規則52号〕

様式第3号(2)

（第4条関係）

全部改正〔令和2年規則85号〕、一部改正〔令和5年規則52号〕

様式第3号(3)

（第4条関係）

全部改正〔令和2年規則85号〕、一部改正〔令和5年規則52号〕

様式第3号(4)

（第4条関係）

全部改正〔令和2年規則85号〕、一部改正〔令和5年規則52号〕

様式第4号

（第4条関係）

一部改正〔昭和54年規則28号・59年17号・平成3年8号・10年49号・12年74号・15年24号・21年23号・29年54号〕

様式第5号

(第4条関係)

全部改正〔令和2年規則85号〕

様式第6号

(第4条関係)

全部改正〔平成21年規則23号〕、一部改正〔平成24年規則58号・29年54号・令和2年85号〕

様式第7号

(第4条関係)

追加〔平成21年規則23号〕、一部改正〔平成24年規則58号・29年54号・令和2年85号〕

様式第8号

(第4条関係)

全部改正〔令和2年規則85号〕